

「遠隔地マシン室利用契約(令和9年度以降)」の調達に係る質問等への回答

日本年金機構
システム企画部

項番	仕様書の該当ページ	仕様書の該当項番	照会事項	回答
1	調達仕様書 9ページ	2.2.3 標準サービス利用料	「令和9年3月以前にハードウェア製品等を設置する場合においては、当該期間に発生した「設備利用料(変動費)」及び「電気利用料(変動費)」については、令和9年4月分として合わせて計上することとし、「付帯作業利用料(固定費)」については、令和9年4月以降から発生することとするため、留意すること」とありますが、令和9年3月以前にハードウェア製品等を設置する可能性のある最も早い時期をご教示願えますでしょうか。	令和9年3月以前の設置については、現時点では未確定となります。 なお、Aシステムの設置が最も早く、令和9年1月頃の設置を予定しております。
2	調達仕様書 9ページ	2.2.3 標準サービス利用料	「令和9年3月以前にハードウェア製品等を設置する場合においては、当該期間に発生した「設備利用料(変動費)」及び「電気利用料(変動費)」については、令和9年4月分として合わせて計上することとし、「付帯作業利用料(固定費)」については、令和9年4月以降から発生することとするため、留意すること」とありますが、令和9年3月以前の付帯作業利用料(固定費)が発生しないため、令和9年3月以前については付帯作業の提供については本調達に係るスコープ外となる認識でよろしいでしょうか。	令和9年3月以前に付帯作業が発生する場合は、本調達のスコープ内となります。 そのため、当該期間の付帯作業に関する費用を含めて提案願います。 なお、準備期間における費用の取扱いについては、調達仕様書「2.2.2導入等費用」及び「2.2.3標準サービス利用料」に記載のとおりです。
3	調達仕様書 P9	2.2.3 標準サービス利用料 (2) 留意事項⑤	受託者はハードウェア製品等の増減を逐次管理すると記載がありますが、ハードウェア増減の確認は「(別添3) マシン室利用予定数量及び実績数量」に記載のラック搬入のタイミングのみ発生する認識でよろしいでしょうか。	ハードウェア製品などの増減のタイミングは、「(別添3) マシン室利用予定数量及び実績数量」に記載のラック搬入のタイミングのみならず、ラック搬入タイミングの変更時、新規システムの導入時又はハードウェア製品の追加時等においても発生いたします。 なお、ハードウェア製品等の追加/撤去情報については、受託者に事前に通知します。
4	調達仕様書 P9	2.2.3 標準サービス利用料 (2) 留意事項⑤	ハードウェア製品等の増減を逐次管理と記載がございますが、管理するためにハードウェアの追加情報を事前に通知いただける認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、ハードウェア製品等の追加/撤去情報については、受託者に事前に通知します。
5	調達仕様書 P9	2.2.4 オプションサービス利用料 (2)②	費用精査について記載がございますが、精査実施の際は、オプションサービス利用算定に関連する根拠資料等一式を機構様へご提示させていただき認識でよろしいでしょうか。 また、機構様との精査を踏まえ、さらに関連業者様とも別途協議を実施する流れでしょうか。	調達仕様書「2.2.4(2)①」に記載のとおり、「遠隔地マシン室サービス利用ガイドライン」の合意までにオプションサービス利用算定に関連する根拠資料等を用いて費用精査に応じて頂きます。 また、調達仕様書「2.2.4(1)」の契約の際に、関連業者と費用を含む協議を実施願います。
6	調達仕様書 P11	2.4 原状回復等対応	要件定義書上は契約終了時に原状回復作業を実施と記載がありますが、ラック撤去時ごとに原状回復することは可能でしょうか。	標準ラックの利用終了後に原状回復を行うことは可能です。 なお、契約期間中の原状回復及びラックの使用終了に伴う費用における費用の取扱いは、調達仕様書「2.2.2導入等費用」及び「2.2.3標準サービス利用料」に記載のとおりです。

項番	仕様書の該当ページ	仕様書の該当項番	照会事項	回答
7	調達仕様書 11ページ 及び 調達仕様書 別添3 マシン室 利用予定数量及び実績数量	2.4 原状回復等対応	「契約満了時における、原状回復等については、機構と以下のような条件で別途契約を行うものとする」とありますが、契約期間中において設置が終了するシステムに係るラックについて、当該ラックの使用終了に伴う費用が発生する場合は、その費用を含めて「仕様書 2.2.3 標準サービス利用料」を提示する認識でよろしいでしょうか。	項番6の回答を参照願います。
8	調達仕様書 P16	「第4章 サービス提供に関する実施体制・方法に関する事項」-「4.2 管理体制」(1)	該当項目内に「また、当該品質保証体制が書類等で確認できること。」とありますが、当該品質保証体制の書類等は開札後に受託業者が提出する認識でよろしいでしょうか。	調達仕様書「4.2管理体制」及び「5.3情報セキュリティ管理」に記載のとおり、意図せざる不正な変更が加えられないための管理体制を示す資料として「情報セキュリティ管理計画書」が必要となります。 また、調達仕様書「7.1.2履行可能性審査に関する要件」に記載のとおり、「情報セキュリティ管理計画書(案)」として、提案書に添付願います。
9	調達仕様書 P17	4.2 管理体制 (7)	『定例会議の議事録を作成し、機構の内容確認を受けること』について、会議が開催される場合は、4.4.2(3)の記載と同時に、3営業日以内に作成したうえで機構様の承認をいただく必要があると想定しておりますが、認識齟齬ございませんでしょうか。	ご認識のとおり、原則3営業日以内に議事録を作成願います。
10	調達仕様書 P28	9.3 その他 (1)(3)	(1)にて、『厚生労働省全体管理組織(PMO)が担当部署に対して指導、助言等を行った場合には、受託事業者もその方針に従うこと。』との記載がありますが、その方針に伴い発生する対応については、費用等について、機構様との間で協議を行うものとの認識でよろしいでしょうか。 また、(3)の工程管理支援事業者の助言時においても、同様の認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、調達仕様書に記載の役務範囲を超えた要件が発生した場合に限り、費用を含む対応について、機構と協議するものいたします。 なお、過去数年において費用を支払った実績はありません。
11	要件定義書 5ページ	表2.2.3.1 マシン室要件	「関連業者自らがケーブル敷設を実施する場合は、必要に応じて、関連業者のケーブル敷設時に作業の立ち会いを実施するなど、必要な対応を実施すること」とありますが、「「遠隔地マシン室利用契約(令和9年度以降)」調達仕様書(案)」に係る意見招請等の回答について(令和7年6月)項番13に示す「なお、ラックを集約する際は、責任分界点を明確化する観点から、各システムで利用するユニットの範囲において、ラック扉の施錠が可能、電源設備がシステム間で干渉せず利用が可能な場合は提案を可とします」の通り、利用ユニットの範囲ごとに表2.2.5.1 電気設備要件に示す電力を供給する必要がある認識でよろしいでしょうか。 例)1つのラック区画上の1/2ラック(上段)と1/2ラック(下段)のそれぞれに異なるシステムを配置する場合、それぞれのシステムに対して異なる2系統以上の電源を供給する(当該ラック区画においては合計4系統以上の電源を供給する)	ご認識のとおり、1つのラック区画上の1/2ラック(上段)と1/2ラック(下段)のそれぞれに異なるシステムを配置する場合、それぞれのシステムに対して異なる2系統以上の電源を供給願います。 なお、要件定義書「表2.2.3.1マシン室要件」に記載のとおり、設備利用料(変動費)の基礎値となる使用ラック数(本)は提供範囲ごとに使用数量を1本と計上するのではなく、提供範囲に寄らず1ラックを1本として計上します。
12	要件定義書 5ページ	表2.2.3.1 マシン室要件	「関連業者自らがケーブル敷設を実施する場合は、必要に応じて、関連業者のケーブル敷設時に作業の立ち会いを実施するなど、必要な対応を実施すること。なお、本対応は標準サービスとして取り扱う」とありますが、本対応の対象となる「関連業者自らがケーブル敷設を実施する場合は、「「遠隔地マシン室利用契約(令和9年度以降)」調達仕様書(案)」に係る意見招請等の回答について(令和7年6月)項番21に示す「隣接ラック間の側面にあるケーブル配線口やマシン室内床下等の敷設を想定しています」と同内容という認識でよろしいでしょうか。	ケーブル敷設時に、必要に応じて作業の立ち会いを実施願います。

項番	仕様書の該当ページ	仕様書の該当項番	照会事項	回答
13	要件定義書 8ページ	表2.3.1.1 マシン室付帯作業等に係る要件	「関連業者が実施する作業の立合い依頼があった場合は、立合いを実施すること。なお、以下の作業を予定しているが、その他作業においても求めに応じて立合いを実施すること」とありますが、立合い作業の時間が長時間となる可能性がある場合、「「遠隔地マシン室利用契約(令和9年度以降)」調達仕様書(案)に係る意見招請等の回答について」(令和7年6月)項番35に示す「長時間に渡る作業時において、立会を依頼する際は、受託者及び関連業者と協議のうえ対応を実施するように調整致します」のとおり、関連業者と協議のうえ対応を実施する認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、長時間に渡る作業時における立会の依頼については、関連業者と協議のうえ対応を実施願います。
14	要件定義書 8ページ	表2.3.1.1 マシン室付帯作業等に係る要件	「マシン室に搬入したハードウェア製品等の動産の確認依頼があった場合は、ハードウェア製品等の現物確認を実施すること」とありますが、ハードウェア製品等納入事業等の提供するラック搭載図に基づいて、依頼のあった際にラック内に物理的にハードウェア製品等の現物が存在することを確認する認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、ハードウェア製品等の動産確認依頼があった場合は、関連業者の提供するラック搭載図に基づいて、依頼のあったラック内に物理的にハードウェア製品等の現物が存在することを確認願います。
15	要件定義書 P8	2.3.1 マシン室付帯作業等要件 表 2.3.1.1 マシン室付帯作業等に係る要件 項番8	関連業者が作業を実施する際の立合いは、該当ラックまでのアテンドを想定していますが、その認識でよろしいでしょうか。	該当ラックまでのアテンド及び入退室時の立ち合いを予定しております。
16	要件定義書 P8	2.3.1 マシン室付帯作業等要件 表 2.3.1.1 マシン室付帯作業等に係る要件 項番9	トラックで輸送されるハードウェア製品等の荷受けを実施するときは、関連業者も立ち合いをしていただける認識でよろしいでしょうか。	トラック等で輸送される大量又は大型のハードウェア製品等の荷受けを実施するときは、関連業者も立ち合う予定です。
17	要件定義書 P10	「第2章 要件の定義」-「2.4 サービスに関する事項」-「2.4.1 標準サービス及びオプションサービス」	・・・調達仕様書「表 2.2.1.1 標準サービス利用料の費用区分」に示す標準サービス利用料との相関性が弱く・・・とありますが、「表2.2.3.1 標準サービス利用料の費用区分」ではないでしょうか。	ご指摘のとおり、要件定義書の項番の記載誤りのため、正誤表 項番2を参照願います。
18	要件定義書 P10	2.4.1 標準サービス及びオプションサービス (2) 留意事項	ラック搬入時、ハードウェア製品等納入事業者側にてラック搭載図を記入し、初回搭載時や搭載機器の追加や変更がある都度、ラック搭載図を提出いただける認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、ラック搭載図は追加/変更の都度最新版を提出します。
19	要件定義書 P12	2.4.3 オプションサービス (2) オプションサービス項目一覧	持込ラックのPDUは、ハードウェア製品等納入事業者側で準備いただく認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、持込ラックのPDUは、ハードウェア製品等納入事業者側で準備する予定です。
20	要件定義書 P12	2.4.3 オプションサービス (2)オプションサービス項目一覧	表2.4.3.2のオプションサービスの項目一覧の『LANケーブル/光ケーブルの敷設/撤去』において、各ケーブルの配線はラック間配線での対応を想定しておりますが、認識に相違ございませんでしょうか。	各ケーブルの配線は、床下またはラック上方におけるラック間を意図したオプションサービスの項目となります。 なお、ラック内配線については、関連業者側で実施する予定です。

項番	仕様書の該当ページ	仕様書の該当項番	照会事項	回答																																																																						
21	調達仕様書 別添3 マシン室利用予定数量及び実績数量	2.マシン室実績数量	<p>コンセント仕様について、弊社データセンタの標準ラックで提供可能な下表の仕様以外のコンセントがある場合、ハードウェア製品等納入事業者側で標準ラック側の仕様に対応していただく前提でよろしいでしょうか。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">回路種別</th> <th rowspan="2">ブレーカ 変更</th> <th colspan="2">コンセント (ラック内)</th> </tr> <tr> <th>電圧</th> <th>最大電流</th> <th>コンセント形状</th> <th>口数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>単相100V</td><td>30A</td><td>-</td><td>NEMA 5-15R</td><td>12</td></tr> <tr><td>2</td><td>単相100V</td><td>30A</td><td>-</td><td>NEMA 5-15R</td><td>8</td></tr> <tr><td>3</td><td>単相100V</td><td>30A</td><td>-</td><td>NEMA L5-30R</td><td>1</td></tr> <tr><td>4</td><td>単相200V</td><td>30A</td><td>-</td><td>IEC C-13</td><td>12</td></tr> <tr><td>5</td><td>単相200V</td><td>30A</td><td>-</td><td>IEC C-13</td><td>8</td></tr> <tr><td>6</td><td>単相200V</td><td>30A</td><td>-</td><td>IEC L6-30R</td><td>1</td></tr> <tr><td>7</td><td>単相100V</td><td>30A</td><td>あり</td><td>NEMA 5-15R</td><td>12</td></tr> <tr><td>8</td><td>単相100V</td><td>30A</td><td>あり</td><td>NEMA 5-15R</td><td>8</td></tr> <tr><td>9</td><td>単相100V</td><td>30A</td><td>あり</td><td>NEMA L5-30R</td><td>1</td></tr> <tr><td>10</td><td>単相200V</td><td>30A</td><td>あり</td><td>IEC C-13</td><td>12</td></tr> </tbody> </table>		回路種別		ブレーカ 変更	コンセント (ラック内)		電圧	最大電流	コンセント形状	口数	1	単相100V	30A	-	NEMA 5-15R	12	2	単相100V	30A	-	NEMA 5-15R	8	3	単相100V	30A	-	NEMA L5-30R	1	4	単相200V	30A	-	IEC C-13	12	5	単相200V	30A	-	IEC C-13	8	6	単相200V	30A	-	IEC L6-30R	1	7	単相100V	30A	あり	NEMA 5-15R	12	8	単相100V	30A	あり	NEMA 5-15R	8	9	単相100V	30A	あり	NEMA L5-30R	1	10	単相200V	30A	あり	IEC C-13	12	<p>「標準」のラックで提供するコンセント形状については、業界標準を参考のうえ、「遠隔地マシン室サービス利用ガイドライン」として機構と合意願います。</p> <p>また、今後の入札時においてハードウェア製品等納入事業者は、「遠隔地マシン室サービス利用ガイドライン」に従い、コンセント形状に対応したハードウェア製品を選定予定です。</p> <p>なお、ハードウェア製品等納入事業者から「遠隔地マシン室サービス利用ガイドライン」に記載のコンセント形状では対応不可であり、変更要望依頼があった場合は、受託者と関連業者で協議のうえ、「遠隔地マシン室サービス利用ガイドライン」に沿った対応を実施願います。</p>
	回路種別		ブレーカ 変更		コンセント (ラック内)																																																																					
	電圧	最大電流		コンセント形状	口数																																																																					
1	単相100V	30A	-	NEMA 5-15R	12																																																																					
2	単相100V	30A	-	NEMA 5-15R	8																																																																					
3	単相100V	30A	-	NEMA L5-30R	1																																																																					
4	単相200V	30A	-	IEC C-13	12																																																																					
5	単相200V	30A	-	IEC C-13	8																																																																					
6	単相200V	30A	-	IEC L6-30R	1																																																																					
7	単相100V	30A	あり	NEMA 5-15R	12																																																																					
8	単相100V	30A	あり	NEMA 5-15R	8																																																																					
9	単相100V	30A	あり	NEMA L5-30R	1																																																																					
10	単相200V	30A	あり	IEC C-13	12																																																																					
22	調達仕様書/要件定義書 評価基準表 1/3~3/3	調達仕様書 評価基準表 項番3 要件定義書 評価基準表 項番3、11	評価基準表の左記該当項番の評価について、評価の方法に3位以下の配点の記載がございませんが、3位以下の配点ルールについて教えてください。	評価基準表の各項番について、3位以下についても配点の対象となります。評価基準表の記載誤りのため、正誤表 項番3、項番5を参照願います。																																																																						
23	提案書作成要領 別添2 評価基準表 1/3ページ	No.7 8.2環境への配慮	調達仕様書中では「9.2 環境への配慮」との記載となっているため、評価基準表中の項番は「8.2 環境への配慮」を正とする認識でよろしいでしょうか。	別添2 評価基準表の項番の記載誤りのため、正誤表 項番4を参照願います。																																																																						
24	総合評価基準書 (別添3) 遠隔地マシン室利用契約(令和9年度以降) 要件定義書 評価基準表 P3	2.4 オプションサービスに関する事項 2.4.3 オプションサービス [11-2] オプションサービス提供期間に関する評価をする。	提案書に記載する「(4) 持込ラックの工事完了までの日数」ですが、それぞれ種類が異なる持込ラックに対する工事完了日数を記載するのではなく、平均的な持込ラックの工事完了までの日数を記載する認識でよろしいでしょうか。	持込ラックの工事完了までの日数については、調達仕様書「10.3 応札希望者が閲覧できる資料一覧表」において、開示したラック型番を参考のうえ、平均を用いるなどにより、持込ラック1台あたりの工事完了までの日数を提示願います。																																																																						

遠隔地マシン室利用契約(令和9年度以降)に係る調達仕様書等の訂正について

事前に配布しました「遠隔地マシン室利用契約(令和9年度以降)」の調達仕様書等に一部誤り等がありましたので、「表 1. 正誤表」のとおり訂正いたします。

表 1. 正誤表

項番	該当頁	訂正前	訂正後
1	調達仕様書 P9	2.2.4 オプションサービス利用料 (1)オプションサービスメニューの利用を、「表 1.3.2.1 関連業者一覧」から求められた際は、「遠隔地マシン室サービス利用ガイドライン別添オプションサービスメニュー表」に示すオプションサービスメニュー表の価格を上限とし、「表 1.3.2.1 関連業者一覧」に示す関連業者と契約等を行い、必要なサービスを提供すること。	オプションサービスの提供先を追加 2.2.4 オプションサービス利用料 (1)オプションサービスメニューの利用を、「表 1.3.2.1 関連業者一覧」から求められた際は、「遠隔地マシン室サービス利用ガイドライン別添オプションサービスメニュー表」に示すオプションサービスメニュー表の価格を上限とし、機構又は「表 1.3.2.1 関連業者一覧」に示す関連業者と契約等を行い、必要なサービスを提供すること。
2	要件定義書 P10	2.4.1 標準サービス及びオプションサービス (1)基本方針 本調達においては、要件を指定し入札価格の対象とする「標準サービス」と、要件を指定するが入札価格の対象外とする「オプションサービス」の2つのサービス区分を定めるものとする。 なお、オプションサービス項目は、システム構成によって数量の変動がある作業項目のうち、調達仕様書「表 2.2.1.1 標準サービス利用料の費用区分」に示す標準サービス利用料との相関性が弱く、別途オプションサービスとして定める方が合理的と考えた項目のみとしている。	表番号の誤記載を訂正 2.4.1 標準サービス及びオプションサービス (1)基本方針 本調達においては、要件を指定し入札価格の対象とする「標準サービス」と、要件を指定するが入札価格の対象外とする「オプションサービス」の2つのサービス区分を定めるものとする。 なお、オプションサービス項目は、システム構成によって数量の変動がある作業項目のうち、調達仕様書「表 2.2.3.1 標準サービス利用料の費用区分」に示す標準サービス利用料との相関性が弱く、別途オプションサービスとして定める方が合理的と考えた項目のみとしている。
3	総合評価基準表(別添2)	2.3.1 契約延長の前提 No.3 (1) (2) <u>2位</u> (配点×50%)×(提案業者の提示値÷1位の提示値(小数点以下四捨五入))点	配点に関する誤記載を訂正 2.3.1 契約延長の前提 No.3 (1) (2) <u>2位以下</u> (配点×50%)×(提案業者の提示値÷1位の提示値(小数点以下四捨五入))点
4	総合評価基準表(別添2)	第8章 その他特記事項 8.2 環境への配慮	章番号及び項番号の誤記載を訂正 第9章 その他特記事項 9.2 環境への配慮
5	総合評価基準表(別添3)	2.2.1 立地条件 No.3 (1) (2) <u>2位</u> (配点×50%)×(1位の提示値÷提案業者の提示値(小数点以下四捨五入))点 2.4.3 オプションサービス No.11-1 (1) <u>2位</u> (配点×25%)×(1位の提示値÷提案業者の提示値(小数点以下四捨五入))点 2.4.3 オプションサービス No.11-1 (2) (3) <u>2位</u> (配点×20%)×(1位の提示値÷提案業者の提示値(小数点以下四捨五入))点 2.4.3 オプションサービス No.11-2 (4) <u>2位</u> (配点×15%)×(1位の提示値÷提案業者の提示値(小数点以下四捨五入))点 2.4.3 オプションサービス No.11-2 (5) (6) <u>2位</u> (配点×10%)×(1位の提示値÷提案業者の提示値(小数点以下四捨五入))点	配点に関する誤記載を訂正 2.2.1 立地条件 No.3 (1) (2) <u>2位以下</u> (配点×50%)×(1位の提示値÷提案業者の提示値(小数点以下四捨五入))点 2.4.3 オプションサービス No.11-1 (1) <u>2位以下</u> (配点×25%)×(1位の提示値÷提案業者の提示値(小数点以下四捨五入))点 2.4.3 オプションサービス No.11-1 (2) (3) <u>2位以下</u> (配点×20%)×(1位の提示値÷提案業者の提示値(小数点以下四捨五入))点 2.4.3 オプションサービス No.11-2 (4) <u>2位以下</u> (配点×15%)×(1位の提示値÷提案業者の提示値(小数点以下四捨五入))点 2.4.3 オプションサービス No.11-2 (5) (6) <u>2位以下</u> (配点×10%)×(1位の提示値÷提案業者の提示値(小数点以下四捨五入))点

(下線部分は訂正箇所)

以上